平成２３年（フ）第５０号
北海道標津郡中標津町東14条南２丁目１番地12
債務者　佐藤　育美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第５７２号
静岡市駿河区八幡５丁目33番20号
債務者　佐々木綾華
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９４号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目11番地10　メゾンカジュアル206号
債務者　今井　弘樹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３０５号
横浜市西区境之谷113番地42
債務者　山田ウィルマこと　ヤマダ　ウィルマデソヨ（ＹＡＭＡＤＡ　ＷＩＬＭＡ　ＤＥＳＯＹＯ）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５２２号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目９番８号
債務者　髙見　昌伸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３６１号
横浜市保土ケ谷区今井町1116番地３
債務者　外舘　明生
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２９号
横浜市神奈川区二本榎28番９号　ルピナス・イースト203号
債務者　伊藤　絵美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７号
愛知県豊橋市南小池町28番地５　３―202
債務者　鈴木　定男
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２３５号
釧路市興津１丁目11番352号
債務者　山口寿恵子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
釧路市春採７丁目19番14号
債務者　澤口　一洋
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４３４号
愛知県豊田市栄町５丁目９番地５　花和ビル303号
債務者　村上　勝聖
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目12番１号、申立時の住所岡山県赤磐市桜が丘西８丁目12番24号
債務者　小椋　清美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４号
岡山市東区竹原1730番地
債務者　石村　昌志
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７１号
岡山県玉野市玉６丁目７番11号
債務者　有松　久男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８８号
岡山市中区長岡　県営住宅648
債務者　中尾　月江
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部